

介護職員等特定処遇改善加算について(情報公開)

社会福祉法人ペートル会では令和2年4月より介護職員等特定処遇改善加算を算定しています。

1.介護職員等特定処遇改善加算の取得状況

事業所名等	加算区分	加算率
介護老人福祉施設	特定加算Ⅰ	2.7%
介護老人保健施設	特定加算Ⅰ	2.1%
(介護予防)短期入所療養介護(老健)	特定加算Ⅰ	2.1%
(介護予防)通所リハビリテーション	特定加算Ⅰ	2.0%
(介護予防)短期入所生活介護	特定加算Ⅰ	2.7%
訪問介護	特定加算Ⅰ	6.3%
(介護予防)短期入所生活介護	特定加算Ⅱ	2.3%
地域密着型介護老人福祉施設	特定加算Ⅰ	2.7%
訪問型サービス(独自)	特定加算Ⅱ	4.2%
居宅介護	特定加算Ⅱ	5.8%

2.見える化要件

- ・「介護サービス情報公表システム」への掲載
- ・自社のホームページに掲載

(1)職場環境等の要件について

①資質の向上

- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

②労働環境・処遇の改善

- ・ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化
- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
- ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

③その他

- ・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
- ・中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)
- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
- ・非正規職員から正規職員への転換